

生産者の皆さまへ

⚠️ お米の出荷時の注意



米トレーサビリティ制度[※]への
ご理解と適正な取組をお願いします。

米トレーサビリティ制度[※]の目的

- 生産から販売・提供までの各段階を通じ、米・米加工品の移動をわかるようにすることです。
- 問題が発生した場合などに流通ルートをややかに特定でき、事業者にとっても、コストをかけずに混乱や消費者の買い控えを避けることができます。

※「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

⚠️ 生産者の皆さまも取組が必要です。

✓ 伝票を受領・発行

「お米」を出荷する際には、伝票等を受領するか、自ら出荷記録を作成してください。

✓ 3年間保存

受領した伝票や作成した記録等は3年間保存してください。

✓ 産地を伝達

「お米」を出荷する際、米、米加工品を一般消費者に直接販売する際には、必ず産地を伝えてください。

⚠️ 用途限定米穀については、加工用米は(加)、
米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)などと、
その用途は、その用途に即して輸出入
などと記載が必要です。



この法律により、生産者の皆さまだけでなく、米・米加工品に関わる全ての事業者が、同様の取組を行わなければならないことになっています。



詳細は
裏面へ



取引等の記録の作成・保存が必要です。

✓ 対象品目の確認 (米トレーサビリティ制度の対象品目は以下の品目です。)

- もみ、玄米、精米、砕米、種もみ、ふるい下米
- 米粉や米こうじ等の中間原材料
- ご飯、炊き込みごはん、おにぎり等の米飯類
- もち、だんご、米菓 等

✓ 伝票等についての確認事項

〔 実際の取引において取り交わされる伝票類 (帳簿でも可) において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録を作成・保存したことになります。 〕

✓ 伝票の内容の確認

- 品名 (通常用いている名称)
- 産地 (注) (「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等)
- 数量 (通常用いている単位)
- 年月日 (搬出入した日 [困難な場合は、受発注日等])
- 取引先名 (取引先の氏名又は名称)
- 搬出入した場所 (その場所が特定できるような名称及び所在地)
- 用途 (用途が限定されている場合、その用途)



! 生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、
伝票等を保存していなかった場合には… 罰則規定 (50万円以下の罰金) が適用になります。



事業者間の産地情報の伝達(注)が必要です。



伝票等: 書面、電子媒体のいずれでも可能です。
また、納品書に限らず、仕様書、規格書等
(これらの組み合わせを含む。)でも可能です。



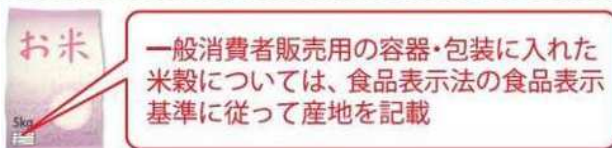
! 出荷先の事業者が正しく産地を記録し、消費者にまで正しく産地を伝達出来るよう、
事業者間で産地情報を伝達していなかった場合には… 罰則規定 (50万円以下の罰金) が適用になります。



一般消費者への産地情報の伝達(注)が必要です。



商品の包装に
産地を記載



一般消費者販売用の容器・包装に入れた
米穀については、食品表示法の食品表示
基準に従って産地を記載

! 出荷先の事業者が正しく産地を記録し、消費者にまで正しく産地を伝達出来るよう、
一般消費者へ産地情報を伝達していなかった場合には… 勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった
場合には、罰則規定 (50万円以下の罰金) が適用になります。

(注) 産地の記録・記載・伝達の注意点

- ①「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載。
- ②原材料に占める重量の割合の多い順に記載。
- ③産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。
- ④米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。

⑤食品表示法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、食品表示法に従い、これまで通り表示をしてください。

お問い合わせ先

食育消費流通課 TEL: 052-954-6421	尾張農林水産事務所 農政課 TEL: 052-961-1597	海部農林水産事務所 農政課 TEL: 0567-24-2152	知多農林水産事務所 農政課 TEL: 0569-21-8111(代) (内線232)	西三河農林水産事務所 農政課 TEL: 0564-27-2724
豊田加茂農林水産事務所 農政課 TEL: 0565-32-7363	新城設楽農林水産事務所 農政課 TEL: 0536-62-0545	東三河農林水産事務所 農政課 TEL: 0532-35-6163	東海農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課 TEL: 052-223-4611	

●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL http://www.maff.go.jp/j/youan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索